

平成27年5月20日

各位

会社名 フリージア・マクロス株式会社
代表者名 代表取締役 奥山 一寸法師
(コード番号 6343 東証二部)
問合せ先 経理部 浅井 賢司
(TEL 03-5818-1522)

監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成27年6月26日開催予定の第72回定時株主総会での承認を前提として監査等委員会設置会社に移行すること、および「定款一部変更の件」を平成27年6月26日開催予定の定時株主総会に付議することを決議致しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

監査等委員会設置会社に移行することにより、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスの充実を図り、同時に経営の機動性の向上を目指してまいります。

(2) 移行の時期

平成27年6月26日に開催を予定している当社第72回定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

- ①「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)による改正後の会社法(以下、改正会社法といいます。)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たに創設された監査等委員会設置会社に移行するため、定款について所要の見直しを行うものです。
- ②改正会社法により、責任限定契約の対象が非業務執行取締役等に拡大されたことを受けて、責任限定契約の対象を拡大するべく所要の見直しを行うものです。

(2) 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成27年6月26日
定款変更の効力発生日	平成27年6月26日

(3) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分に変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第20条 (員数) 当社の取締役は、3名以上とする。</p> <p>(新設)</p> <p>第21条 (選任方法) 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② (省略) ③ (省略)</p> <p>第22条 (任期) 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>②増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了の時までとする。</u></p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (3) 会計監査人</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第20条 (員数) 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、3名以上とする。</p> <p><u>②監査等委員である取締役は、3名以上とする。</u></p> <p>第21条 (選任方法) 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u></p> <p>② (現行のとおり) ③ (現行のとおり)</p> <p>第22条 (任期) 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く</u>) の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>③補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとする。</u></p>

第 25 条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日より 3 日前までに各取締役および各監査役に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ②取締役および監査役全員の同意があったときは、召集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(新設)

第 27 条 (取締役会の議事録)

取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名捺印または電子署名する。

第 28 条 (取締役会規則)

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第 29 条 (代表取締役および役付取締役)

取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

- ②取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、および常務取締役若干名を定めることができる。

第 30 条 (報酬)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対

第 25 条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日より 3 日前までに各取締役に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ②取締役全員の同意があったときは、召集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第 27 条 (業務執行の決定の取締役への委任)

当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第 28 条 (取締役会の議事録)

取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名捺印または電子署名する。

第 29 条 (取締役会規則)

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第 30 条 (代表取締役および役付取締役)

取締役会は、その決議によって、取締役 (監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。

- ②取締役会は、その決議によって、取締役 (監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、および常務取締役若干名を定めることができる。

第 31 条 (報酬)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対

価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第 31 条（取締役の責任免除）
（省略）

- ②当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、あらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

（新設）

価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

第 32 条（取締役の責任免除）
（現行のとおり）

- ②当会社は取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、当該取締役の会社法 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、あらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 5 章 監査等委員会

第 33 条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、会日から 3 日前までに各監査等委員に対してこれを発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。

- ②監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

第 34 条（監査等委員会の決議の方法）

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第 35 条（監査等委員会の議事録）

監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名捺印または電子署名する。

第 36 条（監査等委員会規則）

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定め

<p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役および監査役会</u></p> <p><u>第32条 (監査役の数)</u> <u>当社の監査役は、3名以上とする。</u></p> <p><u>第33条 (選任方法)</u> <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>第34条 (任期)</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>第35条 (補欠監査役の選任に係る決議の効力)</u> <u>補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>第36条 (常勤の監査役)</u> <u>監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>第37条 (監査役会の招集通知)</u> <u>監査役会の招集通知は会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>②監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>る監査等委員会規則による。</u></p> <p>(削除)</p>
--	---

第 38 条 (監査役会の決議方法)

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役会の過半数をもって行う。

第 39 条 (監査役会の議事録)

監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名する。

第 40 条 (監査役会規則)

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会のおいて定める監査役会規則による。

第 41 条 (報酬)

監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議により定める。

第 42 条 (監査役の責任免除)

当会社は、監査役 (監査役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

②当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、あらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 6 章 会計監査人

第 43 条～第 45 条
(省略)

第 6 章 会計監査人

第 37 条～第 39 条
(現行のとおり)

<p>第7章 計 算</p> <p>第 <u>46</u> 条～第 <u>48</u> 条 (省略)</p>	<p>第7章 計 算</p> <p>第 <u>40</u> 条～第 <u>43</u> 条 (現行のとおり)</p>
--	--